

告 示

埼玉県告示第五百十五号

令和四年埼玉県告示第千三百十七号で公示した基本測量は、令和五年三月十六日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年四月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕